

第 4 次広陵町総合計画後期基本計画の策定について

広陵町では、第 4 次広陵町総合計画の前期基本計画期間が平成 28 年度で終了することから、基本構想に基づいた今後の広陵町の長期的なまちづくりの基本方向と、取り組むべき施策等を踏まえ、現在の社会情勢の変化に応じた後期基本計画を策定します。

◆策定内容及び計画期間

【基本構想】 10 年間（平成 24 年度から平成 33 年度まで）

前回策定時を踏襲しつつ、現在の情勢や課題に応じた修正を加えるものとします。

【後期基本計画】 5 年間（平成 29 年度から平成 33 年度まで）

基本構想で定めた町の将来像を実現するための「政策目標」や、それらを実現するための手段となる「施策」を体系的に明らかにするものとします。

◆策定体制

